

第2期浜松市都市計画公園整備プログラム

(令和7年度～16年度)

令和6年8月

浜 松 市

目 次

1 公園整備プログラムについて	1
(1) 策定の目的	
(2) 更新の内容	
(3) 整備プログラムの運用について	
2 公園整備プログラム	3
・整備の優先順位付け	
・都市計画公園整備プログラム一覧表	
3 公園整備プログラム図	9
・各公園別整備プログラム図	
4 今後のスケジュール	16
5 公園整備プログラムについてのQ&A	17
6 用語解説	18

1 公園整備プログラムについて

(1) 策定の目的

公園整備は、限られた財源の中で、市の現状や市民ニーズを把握し、効果的・効率的に整備を進めていく必要があります。また、事業の透明性の確保や、市民への説明責任の向上も求められています。

これらの課題に対応するため、浜松市では平成26年6月に公表した「浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針」のうち、「整備の優先順位付け方針」に基づいて、事業着手時期を示した「浜松市都市計画公園整備プログラム」を、平成28年7月に策定いたしました。

その後、上位計画である浜松市立地適正化計画の策定、都市計画マスタープランの更新やこれまでの公園整備の状況の反映、また、新型コロナウイルス感染症の拡大などの新たに生じた課題や社会経済情勢の変化に対応できるよう、令和4年7月に更新を行いました。

この整備プログラムは、事業に着手する概ねの時期を示すことにより、関係権利者の皆様の「いつ事業に着手するのか」という不安を軽減し、計画的な土地の利用に役立てていただくなど、将来の生活設計の参考にしていただけるよう公表しているものです。

今回は、これまでの公園整備等を反映した第2期計画（令和7年度～令和16年度の10年間）を公表します。なお、本プログラムに掲載される整備箇所等について、今後の社会情勢の変化により、実施順序等を見直すことがあります。

(2) 更新の内容

整備プログラムの事業効果と事業効率の評価を基に、第2期公園整備計画へ更新しました。

第2期では、第1期整備プログラムの進捗状況等を反映したものをベースとし、「災害危険度と減災効果の見込まれる区域」の評価内容として、流域治水プロジェクトの範囲内にある公園であることを追加しました。

（３）整備プログラムの運用について

整備プログラムの運用にあたっては、事前に地域住民の皆様のご意見、ご要望をうかがい、事業化に向けた合意形成や整備環境が醸成されているか確認することを基本としています。そのうえで、事業開始の目途が整った箇所から、着手時期や整備内容等について地元協議を行い、事業着手していきます。

【策定経過】

- ・平成２６年 ６月 「浜松市都市計画公園の見直し方針と整備の優先順位付け方針」策定
- ・平成２６年１０月 「浜松市都市計画公園の見直し計画」策定
- ・平成２８年 ７月 「浜松市都市計画公園整備プログラム」策定
- ・令和 ４年 ７月 「浜松市都市計画公園整備プログラム」の更新
- ・令和 ６年 ８月 「浜松市都市計画公園整備プログラム」第２期計画の更新

※事業着手とは、用地取得や測量設計など公園整備をはじめることをいいます。

※「都市計画公園」とは、都市計画法によって決定されている公園や緑地、墓園の総称とします。

※第２期計画の期間は、「浜松市総合計画」の期間（第２次推進プラン：令和７年度～令和１６年度）と整合を図り、令和１６年度末までの１０年間とします。

※Park-PFI 制度などを活用した官民連携による公園整備は、別途に事業着手時期を検討していきます。

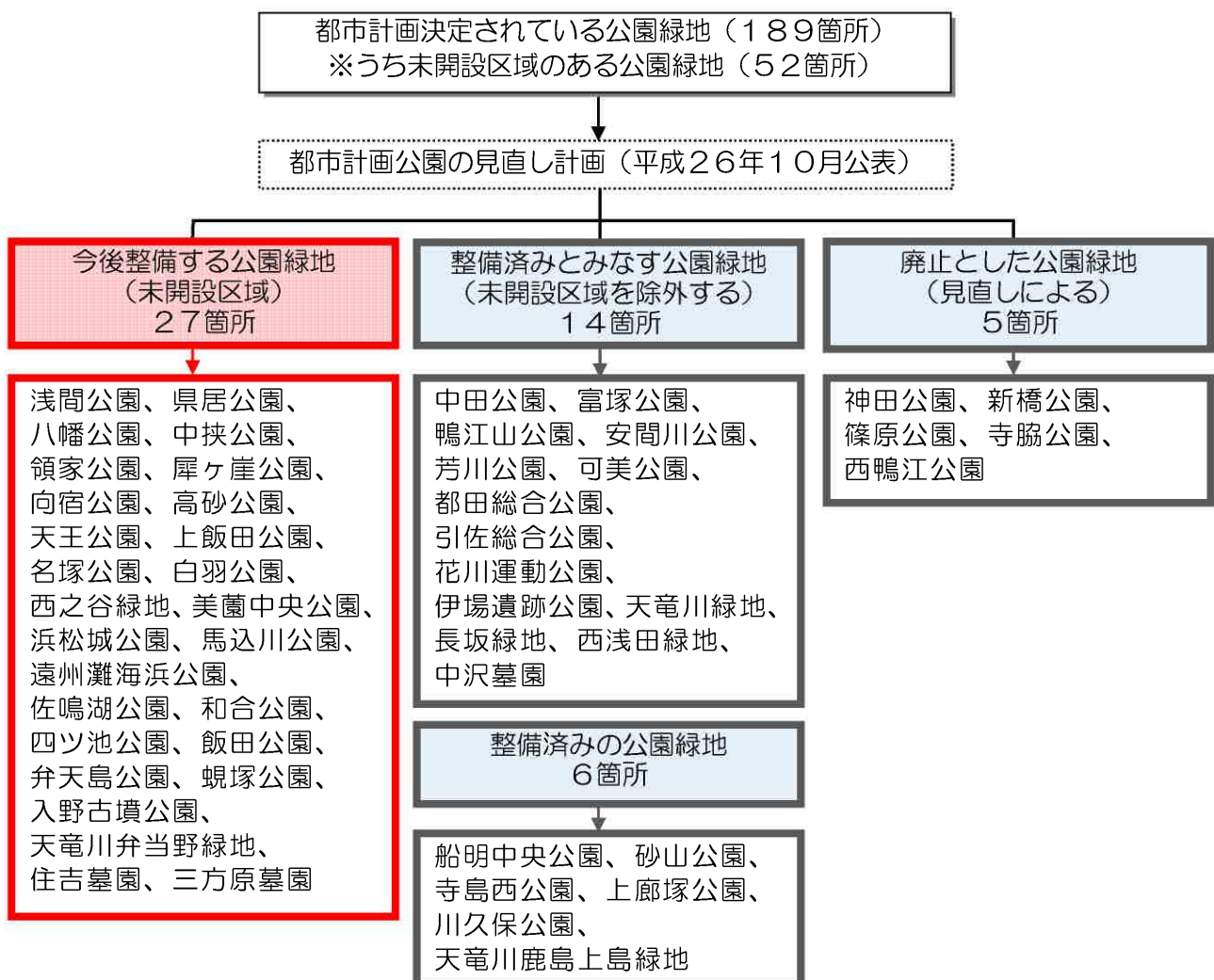
2 公園整備プログラム

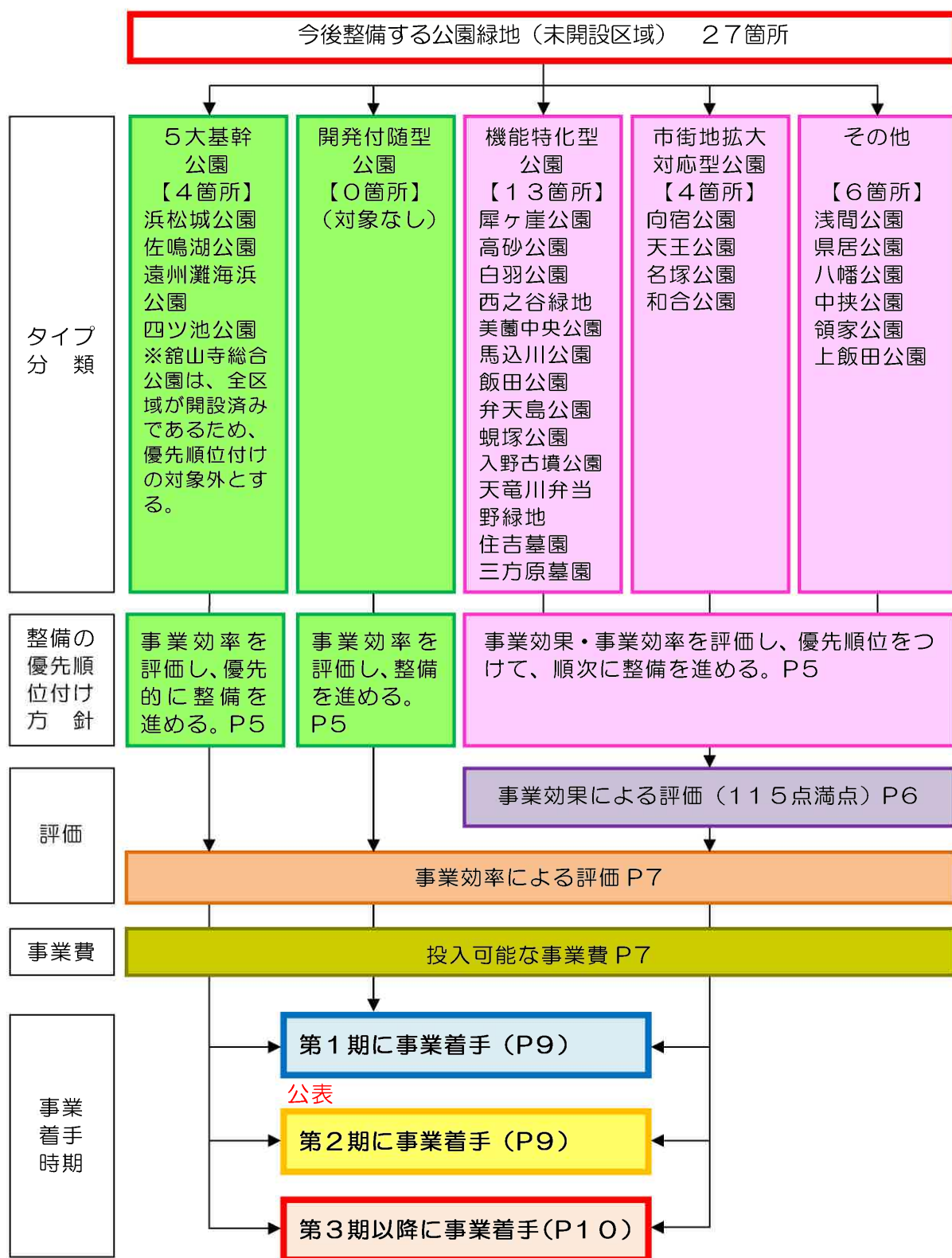
見直し計画によって未開設区域を存続させる必要があると判断した都市計画公園を、個々の状況により5つのタイプに分類し、そのタイプごとに優先順位付けを定め、この方針によって整備予定時期を選定しました。

「5大基幹公園」は、優先的に整備を行います。「開発付随型公園」は、市街地整備事業に合わせて整備を行います。「機能特化型公園」、「市街地拡大対応型公園」、「その他」に分類されたものについては、定量的な評価に基づいて算定した事業効果と公園整備の事業効率の面からの評価による優先順位付けを行い、整備予定時期を選定しました。

整備予定時期は、本市の1年間に投入可能な公園整備費を想定し、第1期、第2期、第3期以降の3つに分けて計画しました。

整備プログラム策定の流れ





整備の優先順位付け

■整備の優先順位付け方針

本市における公園整備の経緯及び都市計画決定理由等から下記のタイプに分類し、そのタイプごとに優先順位付けの評価を実施するかについて明らかにします。

タイプ分類	内 容	優先順位付け方針
5大基幹公園	本市を代表する5つの基幹公園	本市を代表する公園で、開設区域は長い間市民に親しまれており、認知度や利用度も高い公園です。上位計画の将来都市像を実現する上でも重要な基幹公園であるため、未開設部分については、目的や機能を踏まえた上で、事業効率を評価して整備予定時期を定め、着実に事業を進めていきます。
開発付随型公園	市街地整備事業（土地区画整理事業等）に合わせて計画した公園	市街地整備事業（土地区画整理事業等）で新しく整備する市街地において、身近な公園として不可欠であるため、市街地整備事業の進捗に合わせ、事業効率を評価して整備を進めます。
機能特化型公園	過去において、指定史跡（国・県・市）、河川、墓園等の政策的な意図や整備目的が明確であり、機能が特化した比較的規模の大きな公園	未開設部分については、目的や機能を踏まえた上で、事業効果や事業効率を評価し、整備予定時期を定めます。
市街地拡大対応型公園	将来の人口増と市街地拡大を見越して、市街地縁辺部に計画した公園	同上
その他	古くからの市街地で、社寺境内地や工場移転後の跡地に計画した身近な公園	同上

なお、整備の優先順位付けを行うにあたって、実質的に公園施設整備の必要がない区域については、整備予定時期を明示しません。整備を要しない区域は、以下のものを指します。

整備を要しない区域

- 樹林地や緑地等のように、現状で既に公園緑地の機能を実体として持っており、今後用地の買収は進めるが、整備の必要性が低い区域。
- 未開設区域の中でも、二級河川、湖沼、海岸、保安林、自然公園等のように、現状で既に他の法制度で自然地在保全されており、今後買収を進める必要性が低く、整備の必要性も低い区域。
- 社寺境内地のまとまった樹林地。

■事業効果による評価

第1期の整備プログラムと同様に、今後の重点的・優先的に整備を図るべき公園の機能や地区を考慮し、次のような評価項目とするとともに、配点については、市民アンケート調査（整備すべき地区）を反映し、決定しています。なお、第2期では、災害危険度と減災効果の見込まれる区域の評価内容として、流域治水プロジェクトの範囲内にある公園であることを追加しました。

視点	評価項目	評価の内容	点数（115）	
将来都市像の実現	都市計画マスタープランとの整合	緑の配置方針図に位置づけのある公園である。	位置づけのある場合：10点	20
	立地適正化計画との整合	居住誘導区域内にある公園である。	区域内にある場合：10点	
身近な生活の場所の近くでの緑空間の確保	公園の充足度	周辺に公園が少ない地域である。 《算定方法》 他の公園（都市公園）の誘致圏と当該公園の誘致圏が重なる割合（％） ＝重なる面積／当該公園の誘致圏面積×100	0％：20点 0を超えて25％未満：15点 25以上50％未満：10点 50以上75％未満：5点 75％以上：0点	40
	周辺の人口	人口密度が高い地区であり、公園の利用が見込まれる。 《算定方法》 DID（人口集中地区）と当該公園の区域が重なる割合（％） ＝重なる面積／当該公園の都市計画決定面積	75％以上：20点 50以上75％未満：15点 25以上50％未満：10点 0を超えて25％未満：5点 0％：0点	
防災＝市民の生命を守る観点を重視	災害危険度と減災効果の見込まれる区域	火災の延焼の危険度が高い区域にある公園である。 《算定方法》 延焼火災危険予想地域（浜松市地域防災計画）と当該公園の区域が重なる割合（％） ＝重なる面積／当該公園の都市計画決定面積	75％以上：4点 50以上75％未満：3点 25以上50％未満：2点 0を超えて25％未満：1点 0％：0点	25
		洪水時に浸水が懸念される区域や流域治水プロジェクトの範囲内にある公園である。	両方に該当する場合：5点 浸水する場合：2点 範囲内の場合：3点	
		津波による浸水が懸念される区域にある公園である。	位置する場合：3点	
		公園内に土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域がある。	ある場合：3点	
	避難地や防災拠点	避難地や防災公園の位置づけがある公園である。	位置づけがある場合：5点	
		避難路や緊急輸送路に接している公園である。	接している場合：5点	
都市環境の改善、生物の生息環境の保全	重要な自然的要素の存在	貴重種の生息・生育適地である。	ある場合：10点	20
	都市環境保全上の機能	周辺の緑地率が低い地域である。 《算定方法》 緑地率（％）＝誘致圏内の緑地面積（公園自体は除く）／誘致圏面積×100	30％未満の場合：10点	

歴史的風土 継承や観光 交流の拡大	歴史資源	文化財などの歴史的資源や景観を活かすことのできる公園である。	存在する場合：5点	10
	観光資源	観光資源や景観を活かすことのできる公園である。	存在する場合：5点	

■事業効率による評価

第1期の整備プログラムと同様の評価項目・評価内容としています。

①関連事業

効率的に整備を行うために、関連する事業等との整備予定時期の整合を図ります。

視 点	評価項目	評価の内容
関連事業等	市街地整備事業	現在事業中、あるいは施行予定の市街地整備事業（土地区画整理事業等）地内に存在または隣接しており、市街地整備事業と同時期に整備を進めることで効率的な整備が可能である。
	都市計画道路等の道路整備	現在事業中、あるいは整備予定の道路が未開設区域内に存在または隣接しており、用地買収など、一体的な事業化により効率的な整備が可能である。
	その他	上記以外の都市施設整備や開発等の関連事業が隣接して行われているか、行われる予定である。

②事業化の熟度

用地の確保がしやすいなど、効率的に公園整備を行うための環境が整っている公園については、優先的に整備を進めます。

視 点	評価項目	評価の内容
事業化への熟度	用地確保の見込み	先行取得地が多い、残民有地が小規模である、地権者数が少ないなど、用地取得に要する時間と予算が比較的少ない。
	合意形成の見込み	公園整備に関する正式な要望書が提出されている。（地元団体・自治会・市議会）
	現在の事業地に隣接	現在の都市計画公園の事業地に隣接しており、事業が効率良く進められる。（継続事業を含む）

■投入可能な事業費

都市計画公園の整備（用地買収・施設整備等）に投入できる事業費は限りがあり、地価や公園整備予算の動向に大きく左右されます。今回策定した整備プログラムは、現在と同程度の水準で推移するものと想定して策定しました。

都市計画公園整備プログラム一覧表

番号	都市計画公園名	タイプ分類	評価		第1期（H28～R6）に着 手した公園	第2期（R7～ R16）に着手 する公園	第3期（R17～ ）以降に着 手する公園
			事業効果	事業効率			
1	えんしゅうなだかいひん 遠州灘海浜公園	5大基幹公園	-	-	事業中	事業継続	事業継続
2	はままつじょう 浜松城公園	5大基幹公園	-	-	事業中	事業継続	事業継続
3	きなるこ 佐鳴湖公園	5大基幹公園	-	-	事業中	事業継続	事業継続
4	よつつけ 四ツ池公園	5大基幹公園	-	-	事業中	事業継続	事業継続
5	なづか 名塚公園	市街地拡大対応型公園	-	-	事業中	事業継続	事業継続
6	いりのこふん 入野古墳公園	機能特化型公園	-	-	事業中	事業継続	
7	みそのちゅうおう 美園中央公園	機能特化型公園	76	◎		着手	事業継続
8	たかさご 高砂公園	機能特化型公園	84	○		着手	事業継続
9	さいががけ 犀ヶ崖公園	機能特化型公園	72	○		着手	
10	なかほさみ 中挾公園	その他	69	○		着手	
11	てんのう 天王公園	市街地拡大対応型公園	69	○			着手
12	べんてんじま 弁天島公園	機能特化型公園	67	○			着手
13	はちまん 八幡公園	その他	66	○			着手
14	りょうけ 領家公園	その他	66	○			着手
15	かみいいた 上飯田公園	その他	66	○			着手
16	あがたい 県居公園	その他	57	○			着手
17	いいた 飯田公園	機能特化型公園	55	○			着手
18	にしのみや 西之谷緑地	機能特化型公園	43	○			着手
19	てんりゅうがわべつどう 天竜川弁当野緑地	機能特化型公園	40	○			着手
20	まごめがわ 馬込川公園	機能特化型公園	54～94	・			着手
21	むこうじゅく 向宿公園	市街地拡大対応型公園	71	・			着手
22	しじみづか 蜷塚公園	機能特化型公園	64	・			着手
23	すみよし 住古墓園	機能特化型公園	62	・			着手
24	せんげん 浅間公園	その他	56	・			着手
25	しろわ 白羽公園	機能特化型公園	48	・			着手
26	わごう 和合公園	市街地拡大対応型公園	44	・			着手
27	みかたほら 三方原墓園	機能特化型公園	25	・			着手

※事業効率は、事業化への熟度等の高いものから「◎」、「○」、「・」の3段階で評価しました。

事業完了(完成)及び事業終了(廃止)した公園

番号	都市計画公園名	タイプ分類	評価		備 考
			事業効果	事業効率	
1	てらしまにし 寺島西公園	開発付随型公園	-	-	事業完了(H26完成)
2	てんりゅうがわかしまかみじま 天竜川鹿島上島緑地	開発付随型公園	-	-	事業完了(H28完成)
3	すなやま 砂山公園	開発付随型公園	-	-	事業完了(H28完成)
4	ふなぎらちゅうおう 船明中央公園	機能特化型公園	-	-	事業完了(R2完成)
5	かわくぼ 川久保公園	開発付随型公園	-	-	事業完了(R5完成)
6	じょうろうづか 上廊塚公園	開発付随型公園	-	-	事業完了(R5完成)
7	なかた 中田公園	市街地拡大対応型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
8	とみづか 富塚公園	市街地拡大対応型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
9	かもえやま 鴨江山公園	その他	-	-	整備済みとみなし事業終了
10	あんまがわ 安間川公園	市街地拡大対応型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
11	ほうがわ 芳川公園	市街地拡大対応型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
12	かみ 可美公園	機能特化型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
13	みやこたそごう 都田総合公園	開発付随型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
14	いなさそごう 引佐総合公園	機能特化型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
15	はながわうんどう 花川運動公園	機能特化型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
16	いはいせき 伊場遺跡公園	機能特化型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
17	てんりゅうがわ 天竜川緑地	機能特化型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
18	ながさか 長坂緑地	開発付随型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
19	にしあさだ 西浅田緑地	その他	-	-	整備済みとみなし事業終了
20	なかざわ 中沢墓園	機能特化型公園	-	-	整備済みとみなし事業終了
21	かみだ 神田公園	市街地拡大対応型公園	-	-	見直し計画により廃止
22	につばし 新橋公園	市街地拡大対応型公園	-	-	見直し計画により廃止
23	しのはら 篠原公園	市街地拡大対応型公園	-	-	見直し計画により廃止
24	てらわき 寺脇公園	市街地拡大対応型公園	-	-	見直し計画により廃止
25	にしがもえ 西鴨江公園	市街地拡大対応型公園	-	-	見直し計画により廃止

3 公園整備プログラム図

整備プログラムで決定した第2期計画以降の着手予定時期の区域を示す整備プログラムを図面に示しました。整備プログラム図に示した公園は次の27公園です。

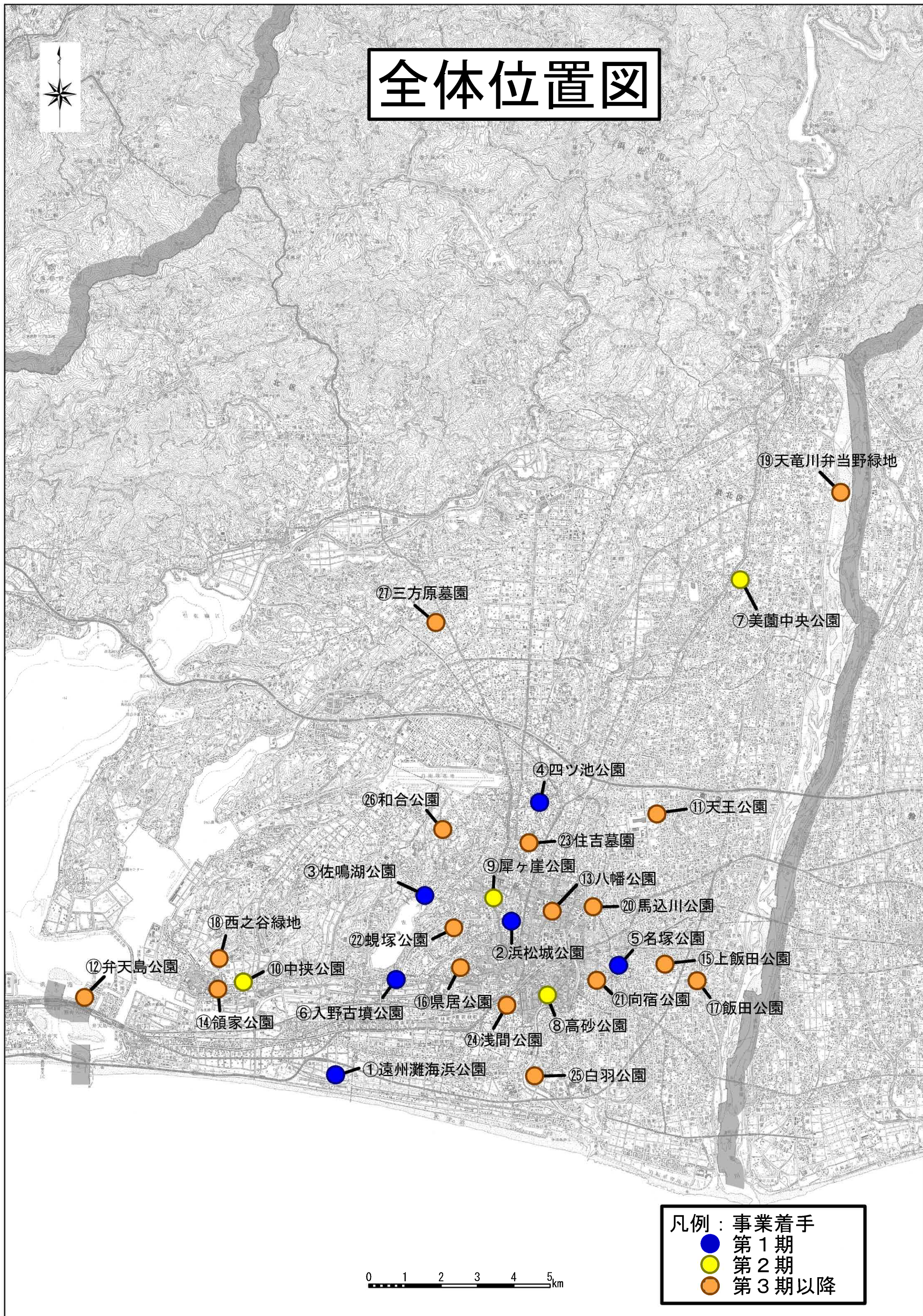
■第2期計画（R7～R16）に着手する公園

図面 番号	都市計画公園名	タイプ分類	備 考
①	遠州灘海浜公園	5大基幹公園	事業中
②	浜松城公園	5大基幹公園	事業中
③	佐鳴湖公園	5大基幹公園	事業中
④	四ツ池公園	5大基幹公園	事業中
⑤	名塚公園	市街地拡大対応型公園	事業中
⑥	入野古墳公園	機能特化型公園	事業中
⑦	美蘭中央公園	機能特化型公園	
⑧	高砂公園	機能特化型公園	
⑨	犀ヶ崖公園	機能特化型公園	
⑩	中挟公園	その他	

■第3期計画以降（R1 7～）に着手する公園

図面 番号	都市計画公園名	タイプ分類	備 考
⑪	天王公園	市街地拡大対応型公園	
⑫	弁天島公園	機能特化型公園	
⑬	八幡公園	その他	
⑭	領家公園	その他	
⑮	上飯田公園	その他	
⑯	県居公園	その他	
⑰	飯田公園	機能特化型公園	
⑱	西之谷緑地	機能特化型公園	
⑲	天竜川弁当野緑地	機能特化型公園	
⑳	馬込川公園	機能特化型公園	
㉑	向宿公園	市街地拡大対応型公園	
㉒	蜷塚公園	機能特化型公園	
㉓	住吉墓園	機能特化型公園	
㉔	浅間公園	その他	
㉕	白羽公園	機能特化型公園	
㉖	和合公園	市街地拡大対応型公園	
㉗	三方原墓園	機能特化型公園	

全体位置図



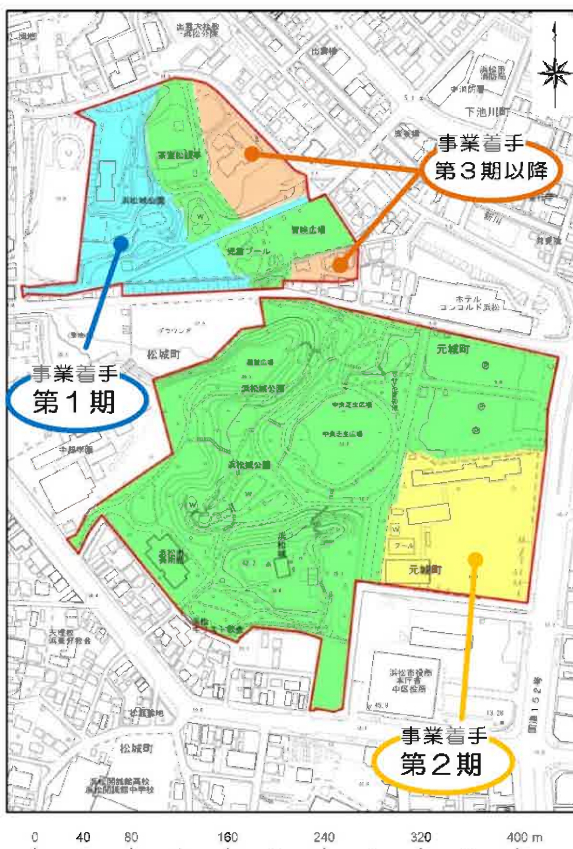
■整備プログラムの見方は下記のとおりです。

凡 例	
	見直し計画による都市公園区域 ※
	既に都市公園として開設している区域
	都市公園以外で供用又は整備保留の区域
	第1期(H28～R6)に着手した区域
	第2期(R7～R16)に着手する区域
	第3期以降(R17～)に着手予定の区域
	見直し計画で「追加」「除外」としている区域

※「浜松市都市計画公園の見直し計画」で示した都市計画区域となります。



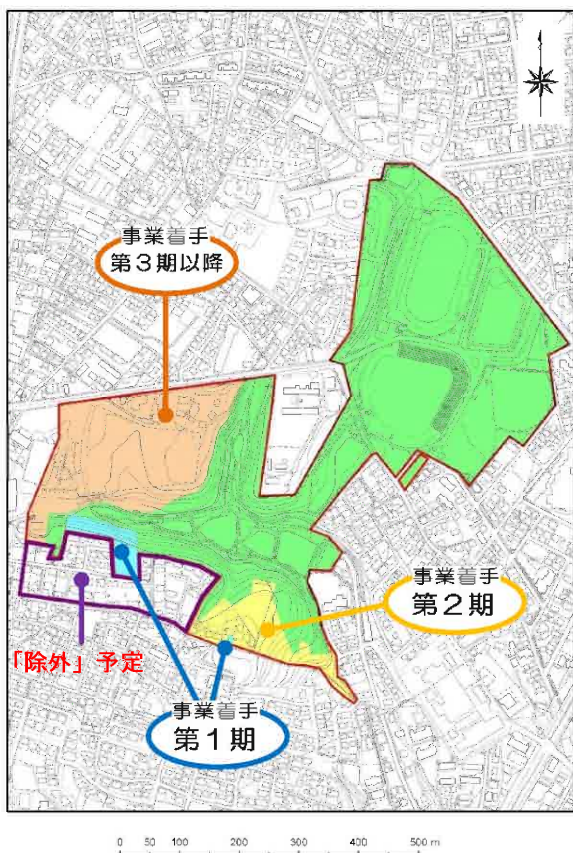
②浜松城公園（中央区元城町外）



③佐鳴湖公園（中央区入野町外）

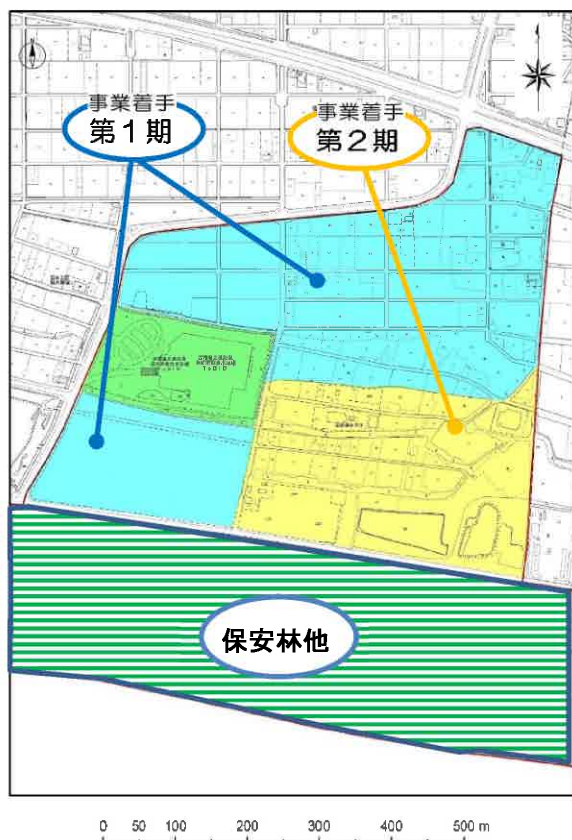


④四ツ池公園（中央区上島六丁目外）



※「浜松市都市計画公園の見直し計画」に示された変更区域をベース図としています。

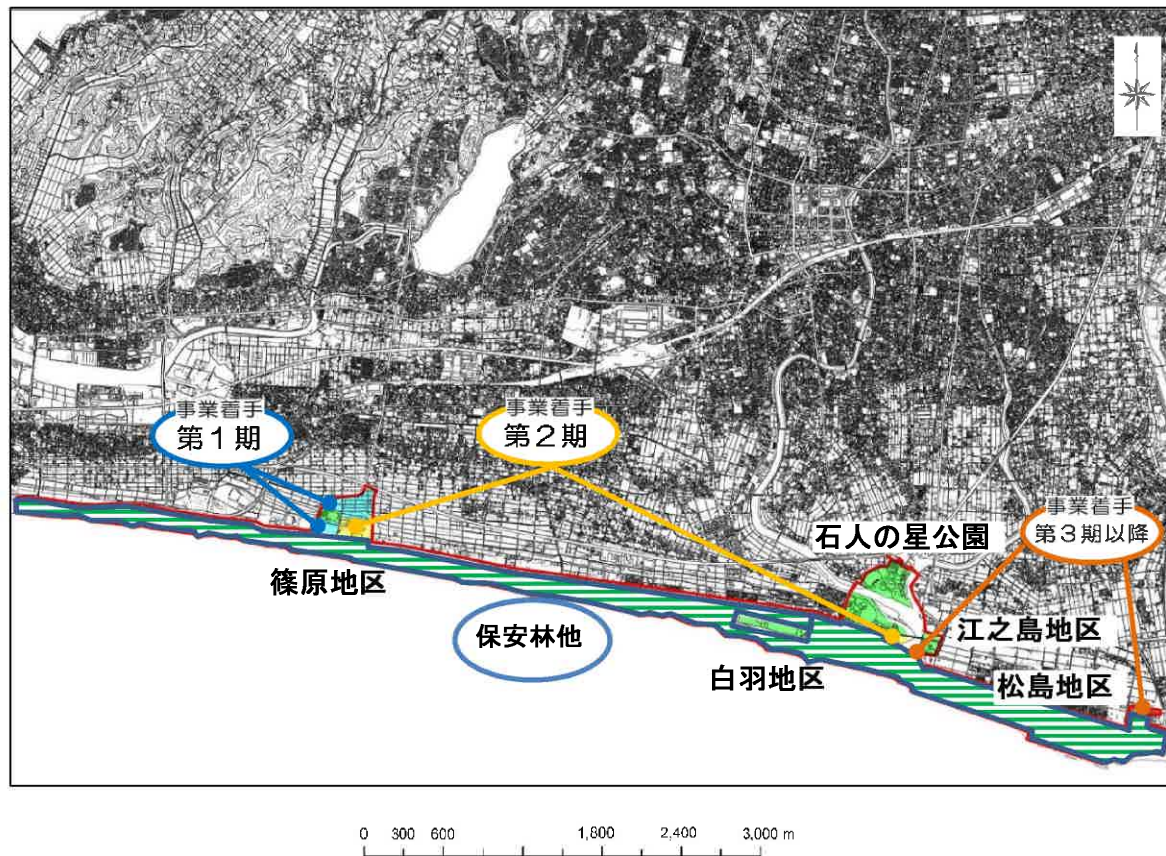
①－１ 遠州灘海浜公園（中央区篠原町外）



①－２ 遠州灘海浜公園（中央区江之島町外）



①－３ 遠州灘海浜公園（全体図）



※「浜松市都市計画公園の見直し計画」に示された変更区域をベース図としています。

⑤名塚公園（中央区名塚町外）



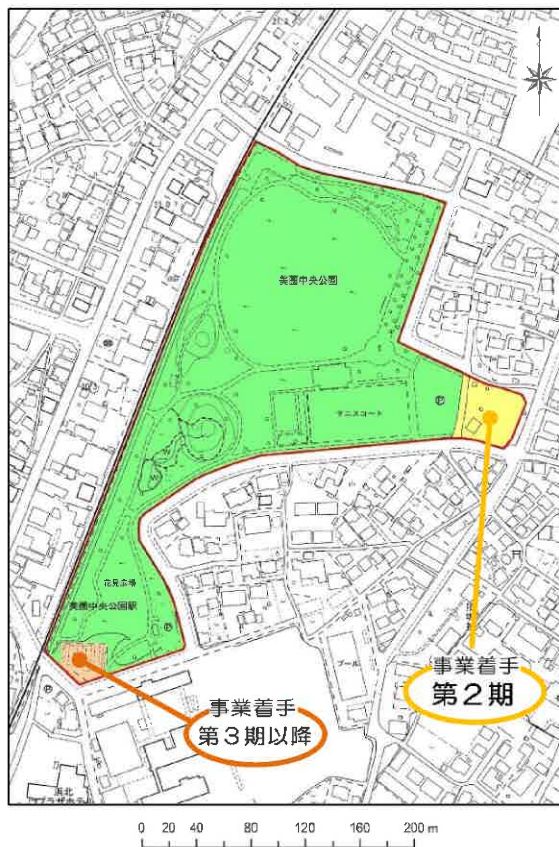
⑥入野古墳公園（中央区入野町）



⑦高砂公園（中央区浅田町外）



⑧美園中央公園（浜名区西美園）



※「浜松市都市計画公園の見直し計画」に示された変更区域をベース図としています。

⑨犀ヶ崖公園（中央区鹿谷町）



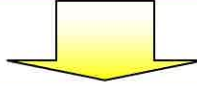
⑩中狹公園（中央区雄踏町宇布見）



※「浜松市都市計画公園の見直し計画」に示された変更区域をベース図としています。

4 今後のスケジュール

公表した整備プログラムに基づき、事業を推進します。

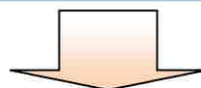
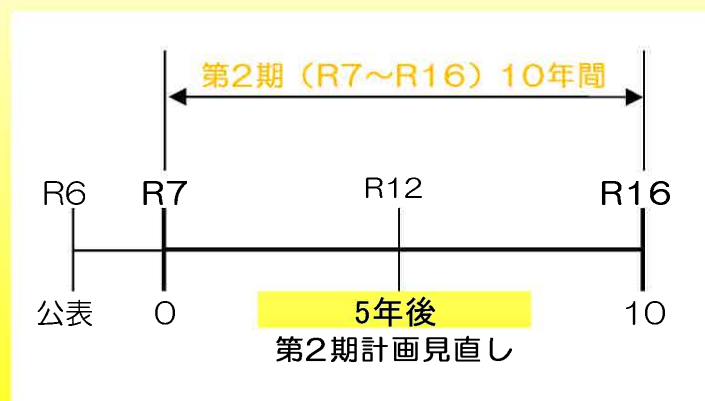


以下の理由により、概ね5年ごとに整備プログラムの見直しを行います。

- 関係権利者の総意と認められる早期着手の要望書が提出されるなど、他の公園に先駆けて着手することが客観的に妥当な場合。
- 事業の進捗状況や市の財政状況など、公園を取り巻く環境が変化する場合。
- 新たな関連事業やプロジェクトが具体化する可能性がある場合。

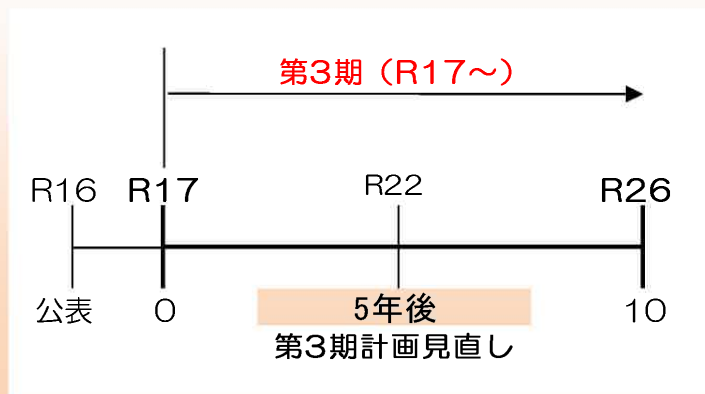
等

【第2期計画の見直し時期】



今後、次期計画（第3期計画）を策定し、公表していきます。

【第3期計画の公表及び見直し時期】



5 公園整備プログラムについての Q&A

Q 1 : 整備プログラムにより事業着手時期が示されているが、事業着手後は、すぐに移転しなければならないのか。

A 1 : 本プログラムは、事業に着手する時期を明確にすることにより、関係権利者の皆様の「いつ事業に着手するのか」という不安を軽減し、計画的な土地の利用に役立てていただくなど、将来の生活設計の参考にさせていただくことを目的として策定しています。よって、すぐに移転しなければいけないものではなく、今後の事業開始時に、個別に説明をさせていただきます。

また、事業着手後においては、関係権利者の生活再建を最優先に取り組んでいきたいと考えています。これまでの事例では、事業着手から数年後を目途にお子様の進学や就職、高齢者の介護など、生活に負担の少ない時期を見計らって移転のご協力をお願いしてきました。事業着手後は、個別のご相談を承ることで移転に対するご不安の軽減に努めたいと考えています。

Q 2 : 個別の公園緑地の整備内容は決めないのか。

A 2 : 本プログラムは、個別の公園緑地の整備内容ではなく、いつ事業に着手するかという時期を明示したものです。今後、公園緑地の整備内容に関しましては、用地取得など事業の進捗状況に応じ、計画段階から地域の皆さまのご意見を伺い、反映していきたいと考えています。

Q 3 : 第 1 期の公園整備が完了しないと、第 2 期の公園に着手していかないのか。それとも、時期を重ねて第 2 期の公園にも着手していくのか。

A 3 : 第 2 期の公園も、市民生活、子育て、地域コミュニティにとって重要で身近な公園であるので、第 1 期から継続中の公園整備も着実に進めていきながら、新規の公園も着手していきます。

Q 4 : 今後は、都市計画公園のみを整備していくのか。

A 4 : 都市計画公園を優先しますが、都市計画公園以外の公園緑地も、必要性や関連事業などを考慮して整備します。

6 用語解説

か行

かいせつ 開設	本計画においては、公園施設を整備した土地を、都市公園法に基づき、都市公園として供用を開始することをいいます。
------------	--

さ行

し て い し せ き し て い し せ き 指定史跡（指定史跡 めいしやうてんねん き ねんぶつ 名勝天然記念物）	城跡などの遺跡や景勝地、希少な動植物などのうち、文化財保護法または文化財保護条例などに基づき、国や教育委員会が指定する重要な史跡や名勝、天然記念物のことです。歴史上または学術的な価値が高いため、現状変更の制限があり、適切な管理及び保存を行う必要があります。
--	--

た行

で い あ い で い ー じ ん こ う し ゅ う ち ゅ う D I D（人口集中 ち く 地区）	国勢調査に基づき、人口密度が1 km ² 当たり4千人以上で、互いに隣接した地区の合計人口が5千人以上になるなどの一定基準を満たした地区のことです。
と し け い か く け っ て い 都市計画決定	都市計画法の一定の手続きにより、都市計画の内容を決定することです。都市計画の内容は、図書（総括図、計画図及び計画書）によって表示するものとされ、都市計画を定める者は、原則として都道府県または市町村です。
と し け い か く こ う え ん 都市計画公園	都市計画法第11条の、都市施設の「公園」として計画決定されたものをいいます。
と し け い か く ど う ろ 都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保し、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路です。
と し け い か く ほう 都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。
と し こ う え ん 都市公園	「都市公園法」に定義されるもので、地方公共団体または国が設置する都市計画施設である公園、緑地や墓園、もしくは都市計画区域内において設置する公園緑地を指します。
ど し ゃ さい が い け い か い く い き 土砂災害警戒区域	都道府県が土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生し、それによって住民等に危害が生ずる恐れがあると指定した区域のことです。その中で、特に被害が大きいとされる土地は、土砂災害特別警戒区域に指定されます。
と ち く か く せい り じ ぎ ょ う 土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業をいいます。

は行

はままつ し そう ごう けいかく 浜松市総合計画	浜松市の市政に関する最上位計画であり、浜松市未来ビジョン（基本構想）と推進プラン（基本計画）で構成されます。未来ビジョンは、1世代先となる30年後を見据えたバックキャスト方式により策定され、推進プランは、それを実現するための10年間の総合的な政策を定めています。
はままつ し ち いき ぼう さい けいかく 浜松市地域防災計画	浜松市が災害対策基本法に基づき作成した、防災のための施設の整備や防災訓練などの災害予防、災害時の応急対応または復旧などを、事項別に定めた計画です。
はままつ し と し けいかく 浜松市都市計画マスタープラン	長期的な見通しをもって、総合的・一体的なまちづくりを進めていくための都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、浜松市の目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりについての考え方を明らかにしたものです。
はままつ し みどり き ほん けいかく 浜松市緑の基本計画	浜松市が都市緑地法に基づき作成した、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施する事ができるよう、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めた基本計画です。
はままつ し りっ ち てき せい か 浜松市立地適正化計画	浜松市が都市再生特別措置法に基づき作成した、都市計画区域内の住宅及び都市機能増進施設の、立地の適正化を図るための計画のことです。
ほう さい こう えん 防災公園	都市の防災機能の向上により、安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時に復旧・復興拠点や生活物資などの中継基地拠点となり、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられている都市公園を指します。

や行

ゆう ち けん 誘致圏	主にその公園の利用が見込まれる範囲を表します。誘致圏の標準は、街区公園半径250m、近隣公園半径500m、地区公園半径1kmなどです。
----------------	---

ら行

りゅう いき ち すい 流域治水プロジェクト	河川だけでなく氾濫域も含めて、国や流域自治体、民間企業などが協働し、河川整備に加えて雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流などの各水系で重点的に実施する、治水対策の全体像を取りまとめたものです。
りょく ち 緑地	都市緑地法第3条第1項に「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」とされています。特にその範囲に限定はなく、計画的にその保全・創出を図っていかうとするのであれば、個人の家の庭や生垣の緑などにいたるまで、幅広く計画に含めうるものです。

第2期浜松市都市計画公園整備プログラム

(令和7年度～16年度)

令和6年8月

浜松市 都市整備部 公園課

〒430-0923

浜松市中央区北寺島町617-6

中央土木整備事務所1階

電 話 053-457-2353

ファックス 050-3535-5217

メー ル kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp